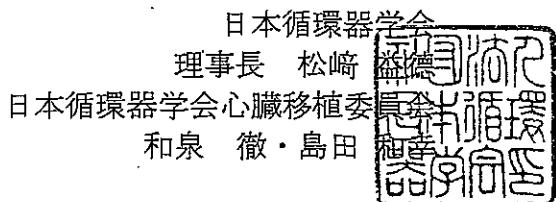


平成 23 年 8 月 24 日

厚生労働大臣  
細川 律夫 殿



### 心臓移植適応年齢の上限改訂に関する提案

平成 22 年 7 月 17 日より、『臓器移植に関する法律の一部を改正する法律』が施行された結果、臓器提供者(ドナー)は順調に増加しています。しかしながら、それに伴い心臓移植希望者(レシピエント)も大幅に増加しており、相変わらずレシピエントの待機期間が長くなっているのが現状です。このような我が国的心臓移植医療の課題を克服するに当たり、リアルワールドと適応基準との齟齬が発生していると考えます。

この要因には、1)最近の慢性心不全診療の進歩により、生命予後や入退院の繰り返しが著しく改善し、移植レシピエントとの判定時には 60 歳未満であった症例が、長い待機時間の末、実際の心臓移植実施時には 60 歳を超える事例があり、今後もより一層移植レシピエントの高齢化が予想されること、2)より長期に在宅で管理を行える埋込型補助人工心臓の保険償還が開始され、60 歳以上の適応患者についてもブリッジ使用としての使用の道が開かれた結果、心臓レシピエント適応基準の上限年齢との間に齟齬が発生していること、3)改正臓器移植法施行後、比較的高齢であっても臓器提供を希望されるドナーが増加していることから、貴重なドナーハートの受託が可能な、ドナーに近似した年齢のレシピエントを選択すべき時節が来ていること、4)世界的にも心臓移植レシピエントの年齢上限が 50 歳代から 60 歳代へと移行しており、欧米では約 25% が 60 歳以上であることが挙げられます。

以上の理由から、現行のレシピエントの上限年齢に関して、“年齢は 60 歳未満が望ましい”との記載を、“年齢は 65 歳未満が望ましい”という記載に改訂されるよう提案いたします。また、レシピエントの適応年齢の上限改訂にあたり、従来の 60 歳未満レシピエントの心臓移植機会を奪うことのないように、ドナーハート受託優先順位をまず 60 歳未満で登録したレシピエント候補に与え、受託の可否を速やかに回答した後に、受託者がいないことを確認した場合にのみ、改めて 60 歳から 65 歳未満の登録候補に、登録日数の長い順にドナーハートの受託可否を問うドナーハート配分方式を提案いたします。そのためにレシピエントの選択を迅速に行う体制作りも併せて検討が必要と考えます。

このようなレシピエントの適応年齢の上限を改訂しても、心臓移植者の 10 年生存率は現在の成績と遜色のない良好な成績を維持できると考えます。なお、このレシピエント適応基準の年齢に関する要項は、将来検証し、更なる見直しを必要とする案件であることを申添えます。

何卒、これらの事情をご勘案の上、提案をお認めくださいますよう切にお願い申し上げます。

以上